

発行 **大竹辰治事務所**

日本共産党 区議会控室
大田区蒲田5-13-14
電話 5744-1477

事務所 大田区西蒲田5-9-12
電話 3735-2611

自宅 大田区東矢口3-11-19
電話 3736-4202

E-mail:tootake@apricot.ocn.ne.jp
http://tootake.jcp-ota.jp/

日本共産党大田区議会議員

大竹辰治
ミニレポート

ご意見・ご要望をお寄せください



(単位：千円)

組 替 項 目	修正増額	修正減額
セーラム市親善訪問の中止		▲ 6,164
大連市親善訪問の中止		▲ 1,571
区政施策調査（海外）の中止		▲ 11,093
同和対策に係る経費の減額		▲ 4,766
75歳以上高齢者外来医療費助成	3,617,761	
特別養護老人ホーム建設費整備助成（3か所増）	169,290	
認可保育園建設補助（700人増）	1,965,464	
全数調査検討委員会（15名）	750	
仕事確保職員（10名）	70,000	
工場家賃支援	300,000	
ものづくり経営革新緊急助成	275,000	
中小事業者の後継者支援	400,000	
中小企業次世代人材確保支援	173,280	
羽田空港跡地における産業交流拠点の形成の廃止		▲ 213,112
新空港線整備資金積立基金積立金の廃止		▲ 1,002,053
新空港線の整備主体の設立廃止		▲ 180,000
新空港線の整備促進事業の廃止		▲ 522
住宅リフォーム助成の増額（640件→1000件）	36,000	
羽田空港沖合展開跡地利用の推進の廃止		▲ 387,618
京急関連駅周辺のまちづくりの廃止		▲ 6,704
小学校給食費無料化	1,260,000	
中学校給食費無料化	550,000	
合 計	8,817,545	▲ 1,813,603
修正増減額	7,003,942	

党区議団は、第1回定例会（2月16日から3月27日）の予算特別委員会で、緊急に区民のくらし・営業を守るために新年度予算に対して編成替えを求める動議を提出し

ました。内容は以下のとおりです。まず、保育園待機児解消のため認可保育園増設や、学校給食費の無料化実施。特養ホーム待機者解消のために区の責任で整備し、高



法律相談

顧問弁護士による法律相談です。
お気軽にご利用ください（毎月第2水曜日）

5月9日(水)・6月13日(水)
午後1時～3時

場所 大竹辰治事務所（西蒲田大城通り）
事前にお電話ください ☎ 3735-2611

齢者の外来医療費の半額助成を行う。区内中小企業支援のために、工場家賃支援、仕事確保職員の増や中小事業者の後継者支援等実施の増額をしました。

次に、不要不急の事業減額のため、羽田空港跡地の大型施設の建設やまちづくり事業、京急関連駅周辺まちづくり事業などの大型開発を見直し、区民に利便性の向上にならない新空港線への積立基金等を減額しました。また、区民からムダ使いと批判がある区議会議員の海外親善訪問は中止する提案をしました。

しかし、自民・公明・民進等が反対し否決されました。

区民施策の充実に向けて 予算特別委員会で大竹区議が質問

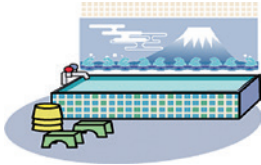
いきいき入浴券の回数制限撤廃や利用者負担の廃止を

回数制限のない区

区名	年齢	内容(概要)
中央	65歳以上	100円
江東	70歳以上	200円
葛飾	70歳以上	230円
江戸川	65歳以上	230円

各区ホームページより

大田区では、高齢者の方の健康維持や地域でのふれあいを推進するため、区が一部負担して銭湯が利用できる「いきいき入浴証」を発行しています。



入浴券が無料の区

区名	年齢	内容(概要)
千代田	65歳以上	年間最大44枚
港	70歳以上	年間最大52枚
新宿	60歳以上	月4回
墨田	65歳以上	週1回(木・金いずれか)
品川	65歳以上	毎週木曜日14時頃開始
世田谷	65歳以上	年間12～60枚
渋谷	60歳以上	第1・3日曜、13～16時(別に高齢者入浴デー)

各区ホームページより

対象者は、区内に住民登録があり、現に居住している満70歳以上の方で、利用者負担は1回200円で、利用回数は年間36回(2か月で6回まで)利用できます。大田区は、銭湯が39軒あり23区で一番多くあります。大竹区議は、23区で回数制限のない区が4区あることや、入浴券が無料の区が7区ある状況を示し、回数制限の撤廃や利用者負担をなくし、健康増進とふれあい推進を

すすめる提案をしました。

また、送付の改善で、足立区「ゆーゆー湯入浴証」が、区民が申し込みをしなくても送付されることや、中央区、江東区、江戸川区で、引換券が送付されてきて、引換券を銭湯へ持っていくと入浴証に交換している例を示し、改善を求めました。

応能負担と基金活用で 介護保険料引き下げを

今年4月から、介護保険事業の3年ごとの見直しで、第7期事業が始まりました。しかし、介護保険は見直しのたびに制度が改悪され、保険料の引き上げが行われてきました。

第7期事業でも支援1・2の対象者が、介護保険制度から外されるのが大きな問題となりました。また、保険料は基準月額で5600円から、6000円に引き上げられました。

区は、保険料引き上げを抑制するため、所得段階別保険料で保険料の高い15段階以上(本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1000万円以上)について、基準

額に対する比率の引き上げを行ったことや、介護給付費準備基金の活用をあげています。

大竹区議は、低所得者への負担減と、高額所得者にさらなる負担増による応能負担のさらなる強化を求めるとともに、基金活用について第7期事業には約30億円ある基金のうち18億円しか使われておらず、基金全額の活用によって、保険料の引き下げを求めました。

また、保険料については区は、2025年に基準月額で8300円を予定していることが分かりました。

介護保険料基準額(月額)推移

